

## 令和8年 第6回南九州市農業委員会 議事録

1. 日 時 令和8年6月30日（火） 午後2時00分～

2. 場 所 頤娃保健センター

### 3. 出席委員(19人)

|        |      |        |      |        |
|--------|------|--------|------|--------|
| 会 長    | 1 番  | 本木下 裕一 |      |        |
| 会長職務代理 | 2 番  | 大隣 初美  |      |        |
| 委 員    | 3 番  | 月野 貴大  | 4 番  | 吉崎 久男  |
|        | 5 番  | 東垂水 勝秀 | 6 番  | 松永 克生  |
|        | 7 番  | 高江 京子  | 8 番  | 永山 明美  |
|        | 9 番  | 福元 幸志  | 10 番 | 松藺 勝郎  |
|        | 11 番 | 下之門 信洋 | 12 番 | 山下 信一郎 |
|        | 13 番 | 大坪 幸博  | 14 番 | 桑代 純一  |
|        | 15 番 | 栢川 明子  | 16 番 | 松村 孝徳  |
|        | 17 番 | 池田 慎   | 18 番 | 梶山 俊孝  |
|        | 19 番 | 宮原 俊郎  |      |        |

### 4. 欠席委員(0人)

### 5. 議 題

- 開会の宣言
- 会長諸般の報告
- 事務局長諸般の報告
- 開議の宣告
- 日 程 第 1 会議録署名委員の指名
- 日 程 第 2 会期決定の件
- 日 程 第 3 議案審議に係る通知事案について
- 日 程 第 4 農業経営改善計画認定者の報告について
- 日 程 第 5 議案第 33 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可について
- 日 程 第 6 議案第 34 号 農地法第 5 条許可申請に対する許可について
- 日 程 第 7 議案第 35 号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画に対する意見決定について
- 日 程 第 8 議案第 36 号 非農地証明願について
- 日 程 第 9 議案第 37 号 令和 7 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）の承認について
- 日 程 第 10 その他
- 閉議の宣告

○ 閉会の宣言

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 田原 一豊

庶務係長 新原 小百合 赤崎 隆明

農地係長 神村 洋一 松清 大作

7. 会議の概要

開 会 午後2時00分

事務局長 御起立願います。

「一同 礼」

今月の農業委員会憲章唱和は、池田委員になりますのでよろしくお願いいたします。

(農業委員会憲章 唱和)

御着席願います。

議 長 それでは、出席確認を行います。

ただいまの出席人員は19名で、会議の定足数に達しております。

これより令和8年第6回 南九州市農業委員会総会を開会いたします。

議 長 まず会長諸般の報告でございますが、別添1の主要行事経過及び予定をご覧いただきたいと思えます。(諸般の報告をおこなう。)

議 長 続きまして事務局長諸般の報告を求めます。

事務局長 (諸般の報告をおこなう。)

議 長 只今の、会長・事務局長諸般の報告に対しまして、質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようですので、これより本日の会議を開きます。

会議録作成に必要ですので、質疑、意見等発言を求める委員は、挙手のうえ、自分の議席番号を言ってから発言してください。

なお、本日は追加議案が1件提出されておりますので、議事日程を追加します。追加議案を日程第9とし、「その他」を日程第10として進めます。

議 長 日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。

会議録署名委員は会議規則第19条第2項の規定により、3番月野委員、4番吉崎委員を指名し、会議書記に庶務係長を指名いたします。

議 長 日程第2「会期決定の件」を議題に供します。

お諮りします。本会議の会期は、本日6月30日の1日間で御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。  
したがって、会期は本日限りの1日間とすることに決定しました。

議 長 資料2の日程第3「議案審議に係る通知事案について」事務局の説明を求めます。

事 務 局 説明致します。議案は3からでございます。  
農地法第18条第6項の規定による通知事案が70件ございました。  
貸人は颯娃町〇〇の〇〇〇〇さんの相続人代表〇〇〇〇さん、借人は颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん他です。  
貸人主導によるもの6件、借人主導によるもの64件です。  
地目の内訳は、田1筆 308㎡、畑131筆 154,320㎡の合計132筆 154,628㎡で、颯娃地域61件、知覧地域7件、川辺地域2件です。以上で説明を終わります。

議 長 只今の事案について、質疑はありませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認めます。  
只今の案件につきましては、通知事案でございますので、御了承いただきたいと思います。

議 長 続きまして、資料10の日程第4「農業経営改善計画認定者の報告について」を議題とします。事務局に説明を求めます。

事 務 局 説明致します。議案は11からでございます。  
今回は、新規認定2件、再認定11件です。新規認定の内訳としましては、颯娃地域1件、知覧地域1件、営農類型としましては、露地野菜・雑穀・いも類・施設野菜等の複合経営1件、茶・露地野菜の複合経営1件であります。  
再認定の内訳としましては、颯娃地域5件、知覧地域1件、川辺地域5件で、営農類型としましては、茶専業2件、稲作専業1件、果樹専業1件、肉用牛専業が2件、茶・露地野菜の複合経営2件、茶・雑穀・いも類の複合経営1件、雑穀・いも類・露地野菜の複合経営1件、たばこ・雑穀・いも類・水稻の複合経営が1件であります。  
以上で説明を終わります。

議 長 只今事務局から報告のありました件について、質問はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問なしと認めます。  
只今の案件につきましても、報告事案でございますので、御了承いただきたいと思います。

議 長 次に、資料16の日程第5 議案第33号「農地法第3条許可申請に対する許可について」を議題とします。  
事務局に提案説明を求めます。

事務局 説明致します。議案は 17 号から、説明資料は 1 号からの 3 条所有権移転 13 件でございます。

譲渡人は、大阪府貝塚市の〇〇〇〇さんと譲受人は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇〇さん外の申請です。

地目の内訳は、田 5 筆 3,047 m<sup>2</sup>、畑 20 筆 76,486 m<sup>2</sup>、合計 25 筆 79,533 m<sup>2</sup>です。理由につきましては、規模拡大 8 件、自給的農業 1 件、相手方の要望 2 件、経営継承 1 件、試験圃場設置 1 件です。

10 a 当たりの取引価格につきましては、30 千円から 763 千円程度です。

10 a 当たりの取引価格の平均につきましては、279 千円でございます。

地域別では、穎娃地域 2 件、知覧地域 5 件、川辺地域 6 件です。

農地法 3 条申請につきまして、農地法第 3 条第 2 項各号に定める許可基準に抵触しないかの判断については、申請書及び現地調査、必要に応じて申請者への聞き取りにより審査し、許可要件を全て満たしていると認められます。

ご審議方よろしく申し上げます。

議長 只今説明のありました案件について、〇〇委員が 1 番について議事参与の制限に該当しますので、まず該当者のいない案件について、全委員で審議いたします。

質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 33 号「農地法第 3 条許可申請に対する許可について」に係る案件のうち、議事参与の制限に該当しない案件については、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第 33 号に係る案件のうち、議事参与の制限に該当しない案件について、申請どおり許可することに決定しました。

議長 引き続き、議案第 33 号のうち、議事参与の制限に該当する案件について審議を行います。関係委員の退室を求めます。

(退 室)

議長 これより、質疑を行います。質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 33 号のうち、議事参与の制限に該当する案件については、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第 33 号のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり許可することに決定いたします。関係委員の入室を許可いたします。

(入 室)

議 長 関係委員に報告いたします。

議案第 33 号のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり許可することに決定されました。

議 長 次に、資料 21 頁の日程第 6 議案第 34 号「農地法第 5 条許可申請に対する許可について」を議題といたします。

まず、現地調査員から報告をお願いします。〇〇委員お願いします。

〇番委員 報告いたします。

議案は 22 頁の審議番号 1 番です。説明資料は 4 頁からになります。

貸人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さん、借人は、京都府京都市の〇〇〇〇です。

申請地は、知覧町〇〇字〇〇〇〇番の一部の畑 1,666 m<sup>2</sup>のうち 986 m<sup>2</sup>で、〇〇自治会に位置します。

借人は、京都市に本店を置く〇〇を行う法人です。申請地を借受け、自家消費用の〇〇を設置及び通路を整備しようとするものです。

申請地の北側・東側・西側は畑に、南側はため池及び畑に接しています。

最高 0.1m 程度の盛土、最高 0.1m 程度の切土を行いますが、法面保護を行うので、土砂流出の恐れはなく、雨水は自然流下させます。日照・通風等については、ソーラー架台の高さを加減するので周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはない、と判断しました。

続きまして、議案は 22 頁の審議番号 2 番です。説明資料は 10 頁からになります。

譲渡人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんです。

申請地は、川辺町〇〇字〇〇〇〇番の畑 180 m<sup>2</sup>で、〇〇自治会に位置します。

譲受人は、市内の借家に居住する個人です。

現在、借家住まいで手狭になったため、農地を取得し一般住宅を整備するものです。

説明資料 10 頁一番下にあるとおり、申請地南側の〇〇〇〇番の雑種地 259 m<sup>2</sup>と一体利用するものです。一体利用地の合計面積は、439 m<sup>2</sup>となり、一般住宅の転用許可基準であります 500 m<sup>2</sup>以内となっています。

申請地の北側は雑種地に、東側は宅地及び雑種地に、南側は雑種地に、西側は宅地に接しています。

現状のまま利用し、土留め工事をするので土砂流出の恐れはなく、雨水は水路へ放流します。

汚水・生活雑排水は合併浄化槽を介して水路へ放流します。

日照・通風等については、建物の高さを加減するので周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはない、と判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長  
事 務 局

ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

補足説明いたします。

申請に係る一般基準の資力及び信用、遅滞なく申請用途に供することの確実性並びに周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれの有無につきましては、申請内容、添付書類及び現地調査により確認されていますので、適当であると判断されます。

審議番号1番の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、第2種農地の『その他の農地』に区分されます。

続きまして、審議番号2番の農地区分は、説明資料11頁をご確認ください。申請地は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内にある農地です。ここで言う街区とは、農道を除く幅員4m以上の市道等に囲まれたエリアです。

よって、第3種農地の『街区内4割超宅地化農地』に区分されます。

また、説明資料13頁をご覧ください。申請地と一体利用の雑種地に、一般住宅を建築しますが、市道〇〇線との間に幅2m程度の水路があります。

ここには乗り入れ橋が架かっていますので、橋を通って行き来することになります。

他に、配置図のうち三角形の①の部分になりますが、この部分は個人名義の地目水路の土地を分筆し取得する予定とのこと。また他に、②の部分については、法定外公共物である里道となっていますが、そこを横断し日々通行する必要があるため、市の管財係と協議を行い、占用許可申請手続き中との報告を受けております。

以上で補足説明を終わります。

議 長

只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、御意見はございませんか。

委 員  
議 長

「なし」の声あり

質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第34号「農地法第5条許可申請に対する許可について」は、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

委 員

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。  
 よって議案第 34 号については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、資料 23 頁の日程第 7 議案第 35 号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画に対する意見決定について」を議題といたします。  
 事務局に提案説明を求めます。

事 務 局 説明します。議案は 24 ページからになります。  
 利用権設定について、今回の契約開始は令和 8 年 9 月 1 日開始分となっています。  
 所有者である利用権を設定する者は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さん、耕作者である設定を受ける者は、枕崎市〇〇〇〇さん他です。  
 設定面積は、田 8 筆 7,167 ㎡、畑 282 筆 382,397 ㎡の合計 290 筆 389,564 ㎡で、潁娃地域 244 筆、知覧地域 23 筆、川辺地域 23 筆となっております。  
 内訳として、新規分が 114 筆、前回基盤法が 104 筆、前回農地バンクが 71 筆、前回農地法 3 条が 1 筆として、表の一番右列の前契約情報及び 35 頁に表示してあります。  
 次に、農地バンクの農地売買等事業による所有権移転について説明いたします。  
 議案は 36 ページからになります。  
 所有者である出し手は、鹿児島市の〇〇〇〇さん他、担い手である受け手は、〇〇〇〇他です。  
 面積は、畑 16 筆 22,890 ㎡で、潁娃地域 9 筆、知覧地域 7 筆、（川辺地域 0 筆）となっております。  
 以上、すべての案件につきまして、その農用地のすべてにおいて耕作又は養畜の事業を行い、また事業に必要な農作業に常時従事し、その土地を効率的に利用することが認められ、併せて当該土地に権利を有する者のすべての同意が得られていることを確認しております。  
 以上で説明を終わります。

議 長 只今説明のありました案件について、審議をお願いいたしますが、利用権設定について、〇〇委員が 152 番から 156 番、〇〇委員が 171 番から 173 番、〇〇委員が 201 番から 206 番、〇〇委員が利用権設定の 287 番から 290 番について議事参与の制限に該当しますので、まず該当者のいない案件について、全委員で審議いたします。  
 質問、御意見はございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので採決いたします。  
 議案第 35 号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画」に係る案件のうち、議事参与の制限に該当しない案件については、申請どおり

適当意見とすることに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり  
議長 異議なしと認めます。

よって、議案第 35 号に係る案件のうち、議事参与の制限に該当しない案件について、申請どおり適当意見とすることに決定しました。

議長 引き続き、議案第 35 号のうち、議事参与の制限に該当する案件について審議を行います。

関係委員にお諮りします。議事の進行上、議事参与の制限に該当する案件については、一括して議事を進行したいところであります。

御異議ございませんか。

委員 「なし」の声あり  
議長 それでは、関係委員の退室を求めます。  
(退 室)

議長 これより、質疑を行います。質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 35 号のうち、議事参与の制限に該当する案件については、申請どおり適当意見とすることに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり  
議長 異議なしと認めます。

よって、議案第 35 号のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見とすることに決定いたします。関係委員の入室を許可いたします。

(入 室)

議長 関係委員に報告いたします。

議案第 35 号のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見とすることに決定されました。

議長 次に、資料 38 頁の日程第 8 議案第 36 号「非農地証明願について」を議題といたします。現地調査員の報告を求めます。〇〇員お願いします。

〇番委員 報告いたします。

議案は 39 頁の審議番号 1 番です。説明資料は 14 頁からになります。

申請人は、宮崎県宮崎市の〇〇〇〇さんです。

申請地は、知覧町〇〇字〇〇〇〇番の畑 223 m<sup>2</sup>で、〇〇自治会に位置します。

申請地は、元々畑であったものの、売買当初より耕作されておらず原野となったとのことです。現在は、管理されておらず、雑木が繁茂している状況です。

農地への復元は著しく困難であり、今後も農地として利用する見込みはない、と判断しました。

議 長  
○番委員

以上で報告を終わります。

次に、審議番号2番3番4番を○○委員お願いします。

報告いたします。

議案は39 ㊦の審議番号2番です。説明資料は17 ㊦からになります。

申請人は、福岡県宗像市の○○○○さんです。

申請地は、川辺町○○字○○○○番他3筆の畑 2,608 m<sup>2</sup>で、○○自治会近くに位置します。

願人の父が生前、畑として耕作していましたが、昭和27年に死亡し、その後は耕作放棄地となったとのこと。

現在は、人の高さを優に超える杉や雑木が生い茂り、全体として山林の状況で、農地への復元は著しく困難であり、今後も農地として利用する見込みはない、と判断しました。

続きまして、議案は39 ㊦の審議番号3番です。説明資料は21 ㊦からになります。

申請人は、川辺町○○の○○○○さんです。

申請地は、川辺町○○字○○○○番他4筆の畑計7,991 m<sup>2</sup>で、○○自治会近くに位置します。

願人の父が昭和47年ごろまで野菜を耕作していましたが、畑まで距離があり管理ができなくなったため、スギとヒノキを植林したとのこと。

現在は、杉・ヒノキが生い茂り、山林の状況で、農地への復元は著しく困難であり、今後も農地として利用する見込みはない、と判断しました。

続きまして、議案は40 ㊦の審議番号4番です。説明資料は24 ㊦からになります。

申請人は、川辺町○○の○○○○さんです。

申請地は、川辺町○○字○○○○番他2筆の畑計4,166 m<sup>2</sup>で、○○自治会近くに位置します。

願人の祖父が昭和50年ごろまで野菜を耕作していましたが、祖父が他界し管理ができず耕作されなくなったとのこと。その後、願人の父が杉を植林し、現在は、杉が生い茂り、山林の状況で、農地への復元は著しく困難であり、今後も農地として利用する見込みはない、と判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長  
事 務 局

ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

補足説明いたします。

非農地判断につきましては、市の非農地に係る取扱いの規定に基づきまして、山林については植林後及び自然的条件で樹木が繁茂してからの経過年数を、原野については竹、雑木、雑草等の植生の状態を、考慮した上で、農地への復元は著しく困難であるとともに今後も継続して農地として利用する見込みはないと判断したところでございます。

以上で補足説明を終わります。

議 長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

委員 質問、御意見はございませんか。

議 長 「なし」の声あり

委員 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議 長 議案第 36 号「非農地証明願について」は、申請理由からしてやむを得ないものとして、申請どおり証明書を交付することに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。よって議案第 36 号については、申請どおり証明書を交付することに決定いたします。

議 長 次に、本日別冊で追加議案の提出がありました、日程第 9 議案第 37 号「令和 7 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）の承認について」を議題といたします。

事務局 事務局に提案説明を求めます。

事務局 資料は、追加議案資料の 2 冊からになります。

農業委員会は、農業委員会等に関する法律第 6 条第 2 項の規定により、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進といった農地等の利用の最適化の推進に係る活動を実施することとされています。

年度ごと最適化活動の目標等を設定し、最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況について点検・評価し、法第 37 条の規定によりその結果を公表するとともに、都道府県知事に報告することになっております。

令和 7 年度の点検・評価については、2 冊の「Ⅰ 農業委員会の状況」、3 冊から「Ⅱ 最適化活動の実施状況」の最適化活動の成果目標として（１）農地の集積、（２）遊休農地の発生防止・解消、（３）新規参入の促進、5 冊中段から最適化活動の活動目標として（１）推進委員等が最適化活動を行う日数目標、（２）活動強化月間の設定、（３）新規参入の相談会への参加の項目に対して農業委員会全体としての目標達成状況及び推進委員等の点検・評価結果になっています。

これらについては、遊休農地関係の調査や農地の担い手への集積など、目標に向かって委員の皆様積極的に活動頂いております。評価につきましては、目標を達成していない項目もございますが、少しでも目標に近づけるよう引き続き粘り強く活動を展開することが重要であります。

7 冊は、「事務に関する点検」など、4 項目ありますのでお目通しをお願い致します。

以上で説明を終わります。

議 長 只今、事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、御意見はございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 37 号「令和 7 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）について」は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。よって議案第 37 号については、原案どおり承認することに決定いたします。

議長 次に、日程第 10「その他」でございますが、委員の方々から何かございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 ないようでございますが、事務局は何かありませんか。

事務局長 今後の日程について連絡

議長 その他にありますか。

委員 「なし」の声あり

議長 ないようでございますので、以上で本日の総会に付議されました全案件の審議は終了いたしました。

これをもちまして本日の会議を閉じ、併せて令和 8 年第 6 回南九州市農業委員会総会を閉会いたします。御起立願います。

事務局長 「一同礼」

閉 会 午後 2 時 50 分

南九州市農業委員会会議規則第 19 条第 2 項の規定により署名する。

南九州市農業委員会議長 \_\_\_\_\_

会議録署名委員 3 番 \_\_\_\_\_

会議録署名委員 4 番 \_\_\_\_\_